

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（議案第82号資料）

1 改正趣旨

- (1) 年次有給休暇の取得単位の変更
- (2) 子育て部分休暇の新設
- (3) 法改正に基づく改正（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

2 改正する条例

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

3 主な改正内容

- (1) 年次有給休暇の取得単位の変更 [市独自の改正]（第8条第4項）

※令和8年1月1日施行

現行：1日単位。ただし業務に支障がないと認めるときは1時間単位

変更：1日単位。ただし業務に支障がないと認めるときは15分単位

- (2) 会計年度任用職員のボランティア休暇の新設 [市独自の改正]（第10条）※令和8年4月1日施行

【参考】会計年度任用職員に関する制度の改正について

武蔵野市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則を改正予定

改正事項	概要
年次有給休暇の取得単位の変更・取得方法の追加	1日単位で取得。ただし、業務に支障がないと認めるときは <u>1時間単位</u> で取得可能とする。中抜け休暇可能とする。 (現行：パートナー職員：1日又は4分の1日単位、アシスタント職員：1日単位)
子育て部分休暇の新設	常勤職員と同様。
ボランティア休暇の新設	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、1年度に日を単位として5日以内取得可能とする（常勤職員と同様）。
各種休暇制度の有給化	母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、骨髓液等提供休暇
夏季休暇の拡充	夏季休暇：最大5日（任用条件により異なる。）

※上記取得単位や日数等については、任用条件によって異なる場合あり

裏面あり

(3) 「子育て部分休暇」の新設〔市独自の改正〕（第11条の2の2）

※令和8年4月1日施行

新設：現行の小学校就学前までの子が対象の部分休業制度を補完する目的で、小学生の子のいる職員を対象とした「子育て部分休暇」を新設する。

項目	内容
子の対象年齢	小学校1年生となる4月1日から小学校6年生の末日まで（障害がある場合は満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
取得可能時間	以下の①②のいずれかを選択（部分休業制度と同様） ①1日につき2時間以内 ②1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内
取得単位	①30分単位、②1時間単位
給与	無給

【参考】部分休業の取得方法の拡充〔法改正〕

変更：現行の部分休業の形態に加え、1年につき10日相当（77時間30分）を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員はいずれかの形態の選択が可能となる。

【現行】

2 h	
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	

【改正後】

2 h	
①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	
②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと	
職員は、①②のいずれかを選択して取得可能	

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要（総務省）より抜粋

(4) 介護を行う職員に対する支援制度の周知等〔法改正〕（第11条の3及び第11条の4）※公布日施行

新設：本人の配偶者等又は2親等以内の親族が本人の介護を必要とする状況になったとき及び本人が40歳に達した日の属する年度に、制度の周知や意向の確認等の措置を行うこと等について明記する。